

○滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例

(保育所抜粋)

平成24年12月28日滋賀県条例第64号

最終改正 平成28年3月18日滋賀県条例第11号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備および運営に関する基準（第3条から第6条までにおいて「基準」という。）について定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基準の目的)

**第3条** 基準は、児童福祉施設に入所している者（以下「入所者」という。）が、明るく衛生的な環境の下で、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するよう育成されることを保障することを目的とする。

(設備および運営の向上)

**第4条** 知事は、滋賀県社会福祉審議会の意見を聴いて、児童福祉施設の設置者（次条および別表第1において「設置者」という。）に対し、基準を超えてその設備および運営を向上させるよう勧告することができる。

**第5条** 設置者は、基準が最低のものであることを踏まえ、基準を超えて、常に、当該児童福祉施設の設備および運営を向上させるよう努めなければならない。

2 設置者は、基準を超えて、設備を有し、または運営をしている児童福祉施設において、基準を理由として、その設備または運営を低下させないように努めなければならない。

(設備および運営に関する基準)

**第6条** 法第45条第1項の条例で定める基準は、別表第1に定めるもののほか、次の各号に掲げる児童福祉施設の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 助産施設 別表第2
- (2) 乳児院 別表第3
- (3) 母子生活支援施設 別表第4
- (4) 保育所 別表第5
- (5) 児童厚生施設 別表第6
- (6) 児童養護施設 別表第7
- (7) 福祉型障害児入所施設 別表第8
- (8) 医療型障害児入所施設 別表第9
- (9) 福祉型児童発達支援センター 別表第10
- (10) 医療型児童発達支援センター 別表第11
- (11) 情緒障害児短期治療施設 別表第12
- (12) 児童自立支援施設 別表第13
- (13) 児童家庭支援センター 別表第14

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(保育所の職員の特例)

2 入所させる乳児の数が4人以上である保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなす。

3 保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

4 別表第5第2項第2号ただし書の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、同号の規定により算定した保育士の数が1人となるときは、設置者は、当該保育士に加えて、他の保育士または保育士と同等の知識および経験を有すると知事が認める者を1人置かなければならない。

5 開所時間が1日につき8時間を超える保育所であつて、当該開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、利用定員を別表第5第2項第2号の乳児または幼児の数とみなして同号の規定により算定した数を超えることとなるものにおける同号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員を同号の乳児または幼児の数とみなして同号の規定により算定した数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士と同等の知識

および経験を有すると知事が認める者を保育士とみなすことができる。

- 6 第2項、第3項および前項の規定により保育士とみなすことができる者の総数は、別表第5第2項第2号の規定により算定される保育士の数の3分の1以下の数としなければならない。

(児童養護施設の職員の特例)

- 7 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の法第43条の2に規定する虚弱児施設であって、改正法附則第5条第2項の規定により児童養護施設とみなされるものについては、当分の間、別表第7第2項第5号中「児童指導員および保育士」とあるのは、「児童指導員、保育士および看護師」とする。

(福祉型障害児入所施設の設備の特例)

- 8 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第5条の規定による改正前の法第42条に規定する知的障害児施設であって、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの(平成23年6月17日以後に増築され、または改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、別表第8第1項第7号において準用する別表第7第1項第4号ア(イ)の規定の適用については、同号ア(イ)中「4.95平方メートル(乳幼児1人当たりの乳幼児のみの居室の床面積にあっては、3.3平方メートル)」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

(児童自立支援施設の職員の資格の特例)

- 9 平成10年4月1日前において、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第15号)第1条の規定による改正前の児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第81条から第83条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、別表第13第1項第5号から第7号までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。

付 則 (平成26年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年条例第59号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

付 則 (平成26年条例第78号)

この条例は、平成28年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。(平成27年規則第6号で平成27年4月1日から施行)

付 則 (平成27年条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年条例第11号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第5第1項第4号の規定は、同年6月1日から施行する。

#### 別表第1(第6条関係)

- 1 児童福祉施設の構造および設備は、採光、換気等の入所者の保健衛生および入所者に対する危害の防止について十分考慮されたものとする。

#### 2 職員の資質の確保等

(1) 入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性および倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けたものであること。

(2) 職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めること。

(3) 設置者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

- 3 設置者は、当該児童福祉施設に他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備および職員の一部を併設する他の社会福祉施設の設備および職員に兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室および当該児童福祉施設に特有の設備ならびに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

#### 4 人権への配慮等

(1) 設置者は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行うこと。

(2) 職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。

(3) 設置者は、入所者の国籍、信条、社会的身分または入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないこと。

(4) 児童福祉施設の長(以下この表において「施設長」という。)は、入所中の児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、または同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、

人格を辱める等その権限を濫用しないこと。

- (5) 設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。

#### 5 衛生管理等

- (1) 設置者は、入所者の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずること。
- (2) 設置者は、当該児童福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 施設長（助産施設、保育所および児童厚生施設の施設長を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切な方法により、入所者を入浴させ、または清しきをすること。
- (4) 設置者は、当該児童福祉施設に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行うこと。

#### 6 非常災害対策

- (1) 設置者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成し、これに対して不断の注意および訓練をするよう努めること。
- (2) 前号の訓練のうち、避難および消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回行うこと。
- (3) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

#### 7 食事

- (1) 設置者（助産施設の設置者を除く。）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第3項の規定により当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行うこと。
- (2) 食事は、栄養ならびに入所者の身体的状況および嗜好を考慮したものとする。
- (3) 食事の献立は、できる限り、変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。
- (4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。ただし、少数の児童等を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- (5) 施設長は、児童等の健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めること。

#### 8 健康診断

- (1) 施設長（児童厚生施設および児童家庭支援センターの施設長を除く。以下この項において同じ。）は、入所者に対し、入所時の健康診断、定期の健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行うこと。
- (2) 前号の定期の健康診断は、少なくとも1年に2回行うこと。
- (3) 施設長は、第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、施設長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断または臨時の健康診断

- (4) 施設長は、第1号の健康診断をした医師に、その結果必要な事項を母子健康手帳または入所者の健康を記録する表に記入させるとともに、必要に応じ、入所の措置または助産の実施、母子保護の実施もしくは保育の実施もしくは法第24条第5項もしくは第6項の規定による措置を解除し、または停止する等必要な手続を執ること。
- (5) 設置者は、職員の健康診断に当たっては、入所者の食事を調理する者に対して特に注意を払うこと。

#### 9 設置者（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設および児童自立支援施設の設置者に限る。）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2に規定する給付金（以下この項において「給付金」という。）として支払を受けた金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。第1号において「金銭」という。）を次に掲げるところにより管理すること。

- (1) 入所中の児童等に係る金銭（以下この項において「児童等に係る金銭」という。）を当該児童等のその他の財産と区分すること。
- (2) 児童等に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童等に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該児童等が児童福祉施設を退所した場合には、速やかに、児童等に係る金銭を当該児童等に取得させること。

- 10 設置者（保育所の設置者を除く。）は、次に掲げる事項について必要な規程を定めること。
  - (1) 入所者の援助に関する事項
  - (2) 施設の管理に関する事項
- 11 設置者は、職員、財産、収支および入所者の処遇の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 12 運営内容の公表等
  - (1) 施設長は、地域社会との交流および連携を図り、児童等の保護者および地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めること。
  - (2) 施設長は、児童福祉施設の運営について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
- 13 秘密保持
  - (1) 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさないこと。
  - (2) 設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。
- 14 苦情への対応
  - (1) 設置者は、その行った援助に関する入所者またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。
  - (2) 設置者（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設および児童自立支援施設の設置者に限る。）は、前号の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させること。
  - (3) 設置者は、その行った援助に関し、都道府県または市町村（特別区を含む。以下同じ。）から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。
  - (4) 設置者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力すること。

別表第2～別表第4（省略）

別表第5（第6条関係）

保育所の設備および運営に関する基準

1 設備

- (1) 保育所の設置者（以下この表において「設置者」という。）は、乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室またはほふく室、医務室、調理室および便所を設けること。
- (2) 設置者は、満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（当該保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号ウにおいて同じ。）、調理室および便所を設けること。
- (3) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。
  - ア 乳児室またはほふく室
    - (ア) ほふくをしない乳児または第1号の幼児1人当たりの床面積は1.65平方メートル以上、ほふくをする乳児または同号の幼児1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。
    - (イ) 保育に必要な用具を備えること。
  - イ 保育室または遊戯室
    - (ア) 前号の幼児1人当たりの床面積は、1.98平方メートル以上とすること。
    - (イ) 保育に必要な用具を備えること。
  - ウ 屋外遊戯場の前号の幼児1人当たりの面積は、3.3平方メートル以上とすること。
- (4) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「乳児室等」という。）を2階に設ける建築物にあっては次のア、イおよびカに掲げる要件に、乳児室等を3階以上に設ける建築物にあっては次のイからクまでに掲げる要件に、それぞれ該当するものとする。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
  - イ 次の表の左欄に掲げる乳児室等が設けられている階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備のいずれかが1以上設けられていること。

階	区分	施設または設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号ならびに同条第3項第3号、第4号および第10号に定める構造を有する屋内階段（建築物の1階から2階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内

		階段 (3) 待避上有効なバルコニー (4) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路 またはこれに準ずる設備 (5) 屋外階段
3階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定 める構造を有する屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されてい る場合における建築基準法施行令第123条第1項各号ならびに同条第3 項第3号、第4号および第10号に定める構造を有する屋内階段（建築 物の1階から3階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内 階段 (3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路または これに準ずる設備 (4) 屋外階段
4階以上	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定 める構造を有する屋内階段 (2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外 階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されてい る場合（屋内と階段室とが付室を通じて連絡されている場合にあつて は、階段室または付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通 じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、建築基準 法施行令第123条第3項第2号に規定する国土交通大臣が定めた構造 方法を用いるものまたは国土交通大臣の認定を受けたものである場合 に限る。）における同条第1項各号ならびに同条第3項第3号、第4 号および第10号に定める構造を有する屋内階段（園舎の1階から乳児 室等が設けられている階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内 階段 (3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 (4) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外 階段

ウ イの表の右欄に掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等の各室からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁または建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分には、防火上有効なダンパーを設けなければならない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁および天井の室内に面する部分は、不燃材料で覆われていること。

カ 乳幼児が出入りし、または通行する場所には、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具または非常警報設備および消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは、防火処理が施されていること。

(5) 次に掲げる要件を満たす保育所の設置者は、別表第1第7項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所の設置者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えなければならない。

ア 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、当該保育所の長が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たすことができる体制を確保するとともに、調理業務の受託者との契約に記載された事項を確保する措置が講じられていること。

- イ 当該保育所または他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。
  - ウ 調理業務の受託者は、次に掲げる要件を満たす者であること。
    - (ア) 当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において、調理業務を適切に遂行できること。
    - (イ) 幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー性皮膚炎等への配慮、必要な栄養素量の給与その他幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。
  - エ 食を通じた乳幼児の健全な育成を図るため、乳幼児の発育および発達の過程に応じて食に關し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。
- (6) 市町が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（市町が設置するものに限る。以下この号において同じ。）について、特区法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、別表第1第7項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の乳児または満3歳に満たない幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、前号後段の規定を準用する。

## 2 職員

- (1) 設置者は、保育士、嘱託医および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する保育所にあつては、調理員を置かないことができる。
  - (2) 保育士の数は、次のアからエまでに掲げる乳児または幼児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上とすること。ただし、保育士の数は、保育時間を通じて常時2人を下ることはできない。
    - ア 乳児 おおむね乳児の数を3で除して得た数
    - イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を6で除して得た数
    - ウ 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を20で除して得た数
    - エ 満4歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を30で除して得た数
  - (3) 設置者は、乳幼児の心身の健全な発達のため、前2号に定める基準を超えて、乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めること。
- 3 保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定めること。
- 4 保育は、養護および教育を一体的に行い、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うこと。

## 5 運営規程の整備

- (1) 設置者は、保育所ごとに、当該保育所の運営に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めること。
- (2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。
  - ア 保育所の目的および運営の方針
  - イ 職員の職種、員数および職務の内容
  - ウ 保育を行う日および時間ならびに保育を行わない日
  - エ 利用定員
  - オ 保育の内容ならびに保護者から受領する費用の種類およびその額ならびに当該保護者に費用の支払を求める理由
  - カ 保育所の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たっての留意事項
  - キ 緊急時における対応方法
  - ク 非常災害対策
  - ケ 虐待の防止のための措置に関する事項
  - コ その他保育所の運営に関する重要事項
- (3) 前号エの利用定員は、次に掲げる乳児または幼児の区分ごとに定めること。
  - ア 乳児
  - イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児
  - ウ 満3歳以上の幼児

## 6 運営の評価等

- (1) 設置者は、保育所の運営について、自ら評価を行い、常にその改善を図ること。
  - (2) 設置者は、保育所の運営について、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図るよう努めること。
  - (3) 設置者は、前2号の規定による評価の結果を公表するよう努めること。
- 7 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と連絡をとり、保育の内容について、その保護者の理解および協力を得るよう努めること。

### 別表第6～別表第14（省略）